

●香川県告示第315号

漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により、漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めるため次のとおり届出があった。

その指定漁船調書を令和3年7月30日から同年8月13日まで東瀬戸漁業協同組合において縦覧に供する。

令和3年7月30日

香川県知事 浜 田 恵 造

1 発起人の住所及び氏名

小豆郡小豆島町橘甲411番地 黒崎 義光

小豆郡小豆島町橘甲374番地1 海野 美喜雄

小豆郡小豆島町橘甲256番地 浜崎 孝義

2 加入区の名称

橘加入区

3 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称

内海漁業協同組合